






「経営者保証に関するガイドライン」について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題を解決するために、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」により取りまとめられた中小企業（債務者）・経営者（保証人）・金融機関（債権者）の自主的なルールです。

当金庫と中小企業の経営者との間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインが適用されることとなります。

本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

（参考）2020年4月1日から、事業承継時に焦点を当てた特則も適用されます。

- [中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ](#) 
- [経営者保証に関するガイドライン](#) 
- [事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則](#) 
- [経営者保証に関するガイドライン Q&A](#) 
- [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A](#) 

■ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく当金庫の取組方針

当金庫は、経営者保証に依存しない融資の一層の推進に努めます。

経営者保証をいただく場合には本ガイドラインを尊重すると共に、保証債務の整理にあたっては本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する
相談窓口を以下のとおりご用意しております。

- 融資管理部 電話06-6633-1187
- 業務推進部 電話06-6633-1184

以上